

結核に関する診療の手引き

札幌市保健所作成

結核も疑うべき事項

- 咳が2週間以上続く
- 胸部レントゲン撮影で、他疾患と診断できない陰影の存在
- 高齢者の場合は、微熱、全身倦怠感、食欲不振など、呼吸器症状以外も多いので、原因疾患のひとつとして検討する

結核を疑った患者に対する対応

- 咳がある場合には『咳エチケット』の推奨（咳がある時はマスク着用、咳をする時はタオルなどで口を覆う）
- 咳がある場合には検査、診察を速やかに行う（優先診察）など待ち時間の短縮
- 他の患者と分離した部屋での待機が理想（医療従事者はN95マスクを着用）

結核（特に肺結核）診断のための検査

- 喀痰抗酸菌塗抹・培養（適切な痰、異なった日の3回）、結核菌群核酸増幅同定検査（PCR）（※培養陽性の場合、薬剤感受性検査まで行う）
- 喀痰が得られない場合：誘発喀痰、吸引痰、早朝胃液を検体とする
- 菌陰性で診断困難な場合、IGRA 検査を参考にできる（既感染率が高い高齢者の場合はその限りではない）。
- 『診断的治療』としても単剤による治療は薬剤耐性の原因となるので行ってはならない
特に、フルオロキノロン剤は結核菌にも有効であるが、結核の疑いがある場合に、単剤で使用してはならない

保健所への届出が必要な状況

- 未治療例で結核菌群 PCR 陽性、抗酸菌培養陽性かつ結核菌群 PCR 陽性等の「確定例」
- PCR 結果不明を含め、活動性結核またはその可能性があるとして診断した時
- 潜在性結核感染症で、その治療（従来の予防内服）を必要とする場合（治療しない場合は不要）

保健所への届出手順

- 直ちに「結核発生届」を札幌市保健所に提出（様式はホームページでダウンロード可）
 - 入院、転院が決まっている患者の場合でも、初回診断を行なった医療機関の届出が必要
 - まず電話で連絡後、届出用紙をファックスで「札幌市保健所 結核対策係」へ（夜間・休日も同様）
- 札幌市保健所 TEL：011-622-5199 FAX：011-622-5168

入院の必要性の判断

- 入院：喀痰抗酸菌塗抹陽性かつ結核菌群 PCR 陽性（保健所より入院勧告）
- 状況により入院：抗酸菌塗抹陰性で、培養または PCR 陽性、だが咳が多いなど入院による感染防止が必要な呼吸器症状がある
- 外来対応可能：上記以外

感染性が否定できない患者への指示

- 不要の外出はしない、特に公共交通機関の使用はしない
- 外来受診時・外出時はマスク（サージカルマスク等）を着用する
- 咳をする時は、必ずマスク、タオル等で口を覆う『咳エチケット』

入院治療の依頼・紹介等

- 入院必要例は、結核病床を持つ病院へ前もって電話連絡し、入院の調整を行う

札幌市内の結核病床

国立病院機構北海道医療センター [西区山の手5条7丁目 TEL : 011-611-8111]
J C H O 北海道病院 [豊平区中の島1条8丁目 TEL : 011-831-5151]

入院紹介時の患者・家族への説明要旨

- 感染性結核の可能性が高く、社会への感染を防止するために結核病床への入院が必要である
- 入院期間は、それぞれの状況によるが、治療開始時に感染性が高い場合通常1ヶ月から2ヶ月程度となる
- 保健所から入院勧告を受けての入院であれば、手続きを行えば治療にかかる費用は原則として全額公費負担
- 現在重症で全身状態が不良である場合を除き、適切な治療を受ければ治る病気である

移動についての指示

- 自家用車を使用の場合：患者はサージカルマスク等着用、同乗者はN95マスク着用し、2箇所の窓を開けて換気
- 自家用車を使用できない場合：民間移送会社を使用（不明の場合は保健所に相談）

家族への感染についての説明

- 周囲への感染防止は、本人の「咳エチケット」が最も大切である
- 家族等、濃厚接触者から感染を受けている等の不安、相談がある場合は、保健所に相談
- 接触者自身が発病していなければ、接触者からの周囲への感染はなく行動制限は不要

感染対策

- 患者が滞在した空間（部屋、車等）は、換気すれば足りる
- 接触者健診の必要性和範囲は保健所が判断する
- 医療機関内の感染が疑われる場合にも保健所と連携をとって行う

自院で治療を行なう場合

- 標準治療に従う。標準治療については別紙参照。※結核指定医療機関であることが必要
- 培養陽性の場合には必ず薬剤感受性検査を実施する
- 薬剤耐性がある場合や副作用により標準治療が行えない場合等、治療が困難な場合は、結核病床を持つ病院に相談する
- 医療費に関しては公費負担制度があり、申請先は保健所
- 治療の効果は菌陰性化を確認すること

保健所との連携

- 患者の治療完了のため必要時保健所と連携を図る
- 受診中断者、治療中断者については、速やかに保健所に連絡する
 - 治療中の患者について、必要時保健所と情報共有を行なう
 - 治療終了時や公費負担申請書の有効期限満了時には患者票の裏面を記載し速やかに保健所に返戻する

結核についての情報源

日本結核・非結核性抗酸菌症学会	ホームページ	http://www.kekkaku.gr.jp
結核予防会結核研究所	ホームページ	http://www.jata.or.jp
札幌市保健所	ホームページ	http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/

本情報作成・連絡・相談先

札幌市保健所 感染症総合対策課

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階

TEL:011-622-5199
FAX:011-622-5168

令和2年4月改訂